特　記　仕　様　書（　個　別　事　項　）

第1章　総則

第1節　適用

1　本特記仕様書は、丸山揚水機場ポンプ・管路更新工事に適用する。

2　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

・特記仕様書（共通事項）（2026年8月）

※　土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第2節　配置技術者の兼務

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定（専任特例2号）の適用を認める工事であり、特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第4節3及び4に従うこと。なお、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合においては、適用は認めない。

第3節　中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第2節 中間検査に従うこと。

第4節　週休2日適用工事

本工事は週休2日工事であり、「安芸高田市週休2日適用工事（土木工事）実施要領」に基づき実施すること。

第5節　熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事であり、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第7節 熱中症対策に資する現場管理費の補正に従うこと。

第6節　猛暑時間の施工回避

本工事は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる工事であり、実施に当たっては特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第9節 猛暑時間の施工回避に従うこと。

第7節　建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2　計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasltop.htm

3　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1)　工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2)　再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3)　上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1)　建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2)　建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3)　建設発生土の搬出元の名称及び所在地
(4)　建設発生土の搬出量
(5)　建設発生土の搬出が完了した日

10　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1)　国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2)　受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3)　ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
(4)　9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章　施工条件

第1節　用地

1　借地　　あらかじめ市が依頼し、承諾を得た土地があるため、次の条件により借地すること。

場所	高宮町原田12822-30
期間	工事期間中
使用条件	事前に土地所有者に計画等を説明すること。
復旧方法	借地範囲を整地して返すこと。

第2節　公害対策

1　石綿（アスベスト）等の使用の有無における事前調査

調査内容　　工事着手に先立ち、石綿障害予防規則第３条及び大気汚染防止法第18条の15に基づき、石綿等の使用の有無について事前調査すること。（設計変更の対象とする。）

調査結果の報告等　　上記の規則などに基づき記録・作成した調査結果を、監督職員に対し説明し、了承を得ること。
また、石綿障害予防規則第４条の２及び大気汚染防止法第18条の15に基づく、所轄の労働基準監督局及び厚生環境事務所等への報告に当たっては、原則、「石綿事前調査結果報告システム」を使用すること。
【ＵＲＬ】https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/

2　漁協等との協議

協議内容　　工事着手前に現地で濁水対策について3者協議（発注者、請負者、漁協）を実施すること。

第3節　盛土

1　購入土（搬入）　（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、7m3（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

(1)　当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

(2)　(1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

(3)　使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第4節　建設副産物

1　コンクリート殻　（コンクリート殻を受け入れる再生資源化施設）

当該工事により発生するコンクリート殻は、「コンクリート殻を受入れる再資源化施設」へ搬出するものとし、次の処分先を見込んでいる。

搬出場所　　カズテック　高宮中間処理場（安芸高田市高宮町原田字塔が峰382-1）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、「コンクリート殻を受入れる再資源化施設」への搬出が困難となった場合は、発注者と請負者が協議するものとする。

第3章　その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。